

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（案）の概要

労働金庫又は労働金庫連合会の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」1（2）・（3）、2（1）、3、4に準じた改正を行う。